東京都勤労者山岳連盟
練 馬 山 の 会
規　　約

よ　び　か　け

練馬区に住むみなさん！
練馬区に働くみなさん！
みなさんのなかには、山の好きな方、山に行きたいと思っている方が、たくさんおられることでしょう。練馬山の会は、自然に親しみたい、ハイキングやスキーをしたい、アルプスの山々を歩きたい、冬山を、沢登りを、岩登りを・・・と考えている全ての人が参加できる山岳会です。
安全に楽しく！
ハイキングからヒマラヤまで！
これが練馬山の会です。
そして、なによりも仲間の絆を大切にしています。
苦楽をともにする仲間にまさるものはないからです。
みなさん、練馬山の会は、みなさんの入会を心から歓迎します。
四季折々の山を通じて、豊かな明日を一緒にあゆもうではありませんか。

―練馬山の会―

（1978年3月26日　改正）

会創立年月日：1971年6月17日

練馬山の会事務所：〒176-0012　東京都練馬区豊玉北5-15-7　大幸ビル301号

第1章　総　則

第1条　　この会は練馬山の会と呼び、日本勤労者山岳連盟に加盟し、東京都勤労者山岳連盟、及び、練馬区勤労者山岳連盟に所属する。

会は事務所を東京都練馬区におく。

第2章　目的と活動

第2条　　会は登山を広く一般勤労者のものとし、会員相互の交流をはかり、勤労者の立場に立脚した正しい登山観、登山理論、及び、登山技術の普及、発展に努めることを目的とする。

第3条　　会は前条の目的を遂行するために次の諸活動を行う。

1. 会山行
2. 定例会
3. 研究・学習活動
4. 会の活動を知らせ会員を増やす
5. 会員同士の親睦を図る
6. 山岳遭難を防止する
7. 山の自然を守る
8. 機関紙・誌の発行
9. 関係団体との協力・提携
10. その他、目的遂行に必要な活動

第3章　会　員

第4条　　この会に入会しようとするものは、会の“よびかけ”、規約を認め、入会申込書、及び、入会金、会費、労山基金を添えて申し込み、運営委員会の承認を得て会員となる。

第5条　　会員が次の各項に該当するときは、運営委員会、または、総会の議決をもって除籍することができる。

1. 会費の前納締切り日から、３ヶ月以上理由なく連絡もなく納入しないとき。
2. 会員としてふさわしくない行為のあったとき。

第6条　　会員はこの会を自由に退会することができる。但し、退会したものは、納入済みの会費、入会金の返還、会財産の分与を要求できないものとする。

第7条　　会員は次の権利並びに義務を有する。

1. この会の全ての活動に参加する権利。
2. 本人の意志に反して退会・除名等の処分を受けたとき、総会、運営委員会に出席し、弁明する権利。
3. 規約、及び、規定、その他の遵守事項を誠実に実行する義務。
4. 役員、事務局および専門委員会に参加または会活動を活発にするために協力する義務。

第4章　役　員

第8条　　この会に次の役員をおく。

会長　１名　運営委員　若干名　会計監査　２名

運営委員会の中で事務局長をおくことができる。

第9条　　役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し、運営委員会、総会を主宰する。
2. 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、運営委員会においてあらかじめ定めた順序により、運営委員がその職務を代行する。
3. 事務局長をおく際は運営委員会、及び、事務局の日常業務を統括する。
4. 運営委員は規約および総会の決議に基づき、会務を執行する。
5. 会計監査は会計を監査し、総会、その他必要なときに報告を行う。

第10条　役員は総会出席者の選挙で選出され、任期は次期総会までとし、再選を妨げない。役員に欠員が生じたときには、運営委員会で補佐し、補充役員の任期は前任者の残り期間とする。

第5章　機　関

第11条　この会に機関として、総会、運営委員会を置く。

第12条　総会はこの会の最高議決機関で、年1回会長が召集する。総会は会員の過半数の出席で成立する。尚、運営委員会が必要と認めたとき、及び、会員の3分の1以上が請求したときは、臨時総会を開かなければならない。総会の決定は、出席者の過半数の賛成で成立する。

第13条　運営委員会は、会の執行機関で会計監査を除く役員によって構成され、定期的に会議を開き、総会の決定を執行する。

第6章　事務局と専門委員会

第14条　会は事務局を設ける。

1. 事務局は、運営委員会の統括のもとに、会の日常業務、会計処理、および事務所の管理運営等の実務を行う。
2. 事務局の業務は、運営委員会の定めた分担に基づき、運営委員および事務局員が行う。

第15条　会は会務遂行のために、下記の専門委員会をおく。

1. 山行管理委員会
2. 会報委員会
3. 技術教育委員会
4. 自然保護委員会
5. 新入会員委員会

各専門委員会の責任者は委員の互選により決める。

第16条　専門委員会の任務は次の通りとする。

1. 山行管理委員会は、提出された計画書を審査し、必要な助言及び是非の検討を行う。
2. 会報委員会は、会報の発行及び情報提供活動を行う。
3. 技術教育委員会は、技術訓練及び安全教育活動を行う。
4. 自然保護委員会は、自然環境及び自然保護に関する活動を行う。
5. 新入会員委員会は、新入会員を対象としたタンポポ活動を行う。

第17条　会は、第15条に定める専門委員会の他に、特別委員会をおくことができる。特別委員会の委員長、事務局長、及び、委員は運営委員会が任命する。

第7章　顧　問

第18条　この会に顧問をおくことができる。

第19条　顧問は会長が委嘱し、総会の信任を得るものとする。

第20条　顧問は、会長・運営委員会の諮問を受け、必要な提言を行うと共に、会活動に参与することができる。

第8章　会　友

第21条　会は日常活動が困難になり、且つ、会との関係の継続を望む会員を、会友とし遇することができる。但し、会友が会員に復帰する場合、入会金は免除され、且つ、会員番号は元の会員番号を継続するものとする。

第22条　会友はこの会の行事に随時参加できるものとする。但し、総会の議決権は有しないものとする。

第9章　特別会員、功労会員

第23条　会は、下記の条件を基準に運営委員会が認めた会員には、特別会員として遇することができる。また、下記の条件満たした会員は、功労会員とする。

特別会員の条件　会に20年以上の在籍期間を有すること、会に多大な貢献をしていること、満年齢が70歳以上であること

功労会員の条件　会に20年以上の在籍期間を有すること

第24条　特別会員、功労会員は、会費以外のことに関しては一般会員と全く同じ権利と義務を有するものとする。

第10章　会　計

第25条　会の経費は会費、入会金、寄付金でまかなうものとする。

第26条　会の会計年度は、6月1日から翌年5月末日までとする。

第27条　会計報告、及び、監査報告は、総会で行い承諾を得なければならない。

第11章　会費、及び、入会金

第28条　会費、及び、入会金は次のとおりとする。

1. 会費は年8,000円とし、原則として前納するものとする。途中入会者は月700円、学生会員は月600円とし、年額をまとめて前納する。学生会員は卒業・中途退学した場合、会費前納期間は学生割引を継続し、次の会費納入から一般会費とする。
2. 入会金は800円とする。
3. 会友は年会費とし、2,400円とする。原則として前納するものとする。家族会友は年会費とし、800円とする。
4. 特別会員は年6,000円、功労会員は一般会員と同額とし、原則として前納するものとする。

第12章　遭難対策

第29条　会は人命尊重の基本的な見地に立ち、遭難の未然の防止にあらゆる努力をつくさねばならない。

第30条　会員に遭難事故が発生した場合、会員は救助活動に協力しなければならない。

第31条　会員は別途に定める山行管理規定を遵守し、遭難防止につとめなければならない。

第32条　会員は日本勤労者山岳連盟の労山基金に加入しなければならない。

第13章　諸規定

第33条　会は別途に次の規定を定める。

1. 慶弔規定
2. 車両使用規定
3. 事故対策準備金規定
4. 推進グループ規定
5. 表彰規定

第14章　附　則

第34条　規定に定められていない問題については、運営委員会が規約の精神に基づいて処理することができる。

第35条　規約の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第36条　この規約は1979年3月25日改正　4月1日より実施する。

この規約は1983年3月27日改正　3月28日より実施する。

この規約は1987年6月21日改正　6月1日より実施する。

この規約は1990年6月24日改正　6月1日より実施する。

この規約は1995年6月24日改正　6月1日より実施する。

この規約は1999年6月27日改正　6月1日より実施する。

この規約は2000年6月25日改正　6月1日より実施する。

この規約は2001年6月24日改正　6月1日より実施する。

この規約は2002年6月30日改正　6月1日より実施する。

この規約は2003年6月29日改正　6月1日より実施する。

この規約は2004年6月27日改正　6月1日より実施する。

この規約は2008年6月29日改正　6月1日より実施する。

この規約は2009年6月28日改正　6月1日より実施する。

この規約は2012年6月24日改正　6月1日より実施する。

この規約は2016年6月26日改正　6月1日より実施する。

この規約は2021年6月26日改正　6月1日より実施する。

この規約は2022年6月18日改正　6月1日より実施する。

この規約は2024年6月22日改正承認。

この規約は2025年6月21日改正承認。

この規約は2026年6月20日改正承認。

慶弔規定

会員が死亡した場合は、香典1万円とする。（花輪・生花とすることもできる）

車両使用規定

第1条　目的

当規定は車両を使用する山行において、その安全並びに事故を未然に防ぐことに関することと、万が一事故が起きた時の処置、及び、その費用の負担について、対応をスムーズに運ぶことを目的に定める。

第2条　対象

会山行、個人山行に拘わらず当規定を適用する。

第3条　使用車両

山行に使用する車両は、次の規定を満たしていなければならない。

①使用車両は法定による点検整備が正しく実施され、日常の管理も充分に行われているほか、山行に使用する際には特に念入りに点検整備が実施されていること。

②車両は任意保険（対人、対物、同乗）に加入していること。

（保険額は特に定めない）

③気象、地形、その他のトラブルに対処できる装備を備えていること。

（冬用タイヤ、タイヤチェーン、ブースタケーブル、その他修理工具等）

④車両は原則として山行参加者の保有車両を使用する。

第4条　運転

①ドライバー

ドライバーは原則としてその車両の所有者とする。もし、所有者以外の者が運転する場合は所有者、又は、リーダーの指示によるものとする。

②交代要員

やむを得ない場合を除き、車両一台につき必ず一名の交代要員を用意する。

③コース

ドライバー、又は、リーダーは、事前にコース概要、休憩場所等を計画し参加者に連絡する。

特に複数の車両を使用するときは、集合場所、給油、同乗者振り分け等について事前に打ち合わせをしておく。

（可能なら無線、携帯電話などを使用し連絡を取り合う）

④走行

最長2時間をめどに休憩、又は、ドライバーの交代を行う。

疲労などにより安全運転が遂行できないと思われたときは、いかなる場合も直ちに運転を中止する。

車両による移動中も、山行であるとの認識の元にリーダーの指示に従う。

走行に関しては交通法規を遵守し、安全のための防御運転を心がける。

助手席の同乗者は常にアシスタントドライバーとしての認識を持ち、コース、時間など、ドライバーを適切に補佐する。

第5条　事故、故障、違反

①事故発生時には、ドライバー、又は、リーダーの指示のもと、速やかに警察、消防などに連絡をとり適切に対処する。

（人身事故の場合は人命救助を最優先する）

②事故発生時には警察の事故証明を必ず受ける。

③事故に関しては基本的にはドライバーが第一当事者として対処し、それにより発生する費用は保険でまかなうものとする。もし、事故原因、その他の事情により、保険外の費用が発生した場合は参加者全員で均等分担を原則とする。

（事後にわだかまりが起きないように充分話し合いをする）

④なんらかの原因により車両故障などのトラブルが起き、それにより費用が発生したときは、同乗者の話し合いにより、車両の所有者負担、ドライバー負担、同乗者均等負担、又は、同乗者応分の負担とする。

⑤交通違反の罰則金はいかなる場合でもドライバーの負担とする。

（当然、無理な時間短縮、急な進路変更、急停止など、ドライバーが違反を起こすような状況を同乗者は要求してはならない）

但し、駐車違反に関しては、その状況によっては話し合いの余地があり、参加者間で検討する。

第6条　移動費用

①次の費用を、車両所有者も含めた参加者全員で按分する。

燃料代金・高速料金・駐車料金等の実費

②次の費用は、車両所有者を除いた参加者全員で按分する。

（但し、車両所有者以外１人の場合は、基本使用料は半額とする）

車両の基本使用料（自動車の消耗費・オイル代等）

・車両保有者に支払う基本使用料は、　１ｋｍあたり５円とする。

・洗車料金は、　１，０００円とする。

第7条　その他

当規定で解決不可能な場合はその都度当事者間、または、運営委員会にて検討する。

事故対策準備金規定

1. 目的

①準備金は、会として会員の山岳事故において、金銭面で対処する必用がある場合の財源として使用する。

②準備金は、事故者並びに関係者に代わって準備金より支払った事故費用の金額が遭難対策基金から入金を受けるまでの立て替え金としても使用できる。

③準備金は、事務所の火事、会財産の盗難等不慮の損失に対する補填としても使用できる。

2. 準備金の額

準備金の積立額は、事故発生時に民間ヘリコプターを冬季においても1フライ

ト、チャーターできる程度の金額を目標として、200万円とする。

準備金は目標額に達成するまで、毎決算期ごとに、会計状況に応じて、一般会計より積立てる。

3.運用

準備金からの支出の可否、支出額は運営委員会の合議で決定する。

4.会計処理

支出についての執行は会計担当運営委員が行い、会計が記録を残し、総会（定例会）で会計報告を行う。

5.報告

準備金からの支出がされた場合、会長は運営委員会を代表して、決定に至った状況を説明し、支出についての執行状況を会員に報告しなければならない。

推進グループ規定

第1条　会員は会規約に沿った自己の登山要求を実現するために、会員同士の山行推進グループを持つことができる。

第2条　推進グループは運営委員会の管轄に属し、グループの結成、解散については運営委員会の承認を得なければならない。

第3条　推進グループは総会、定例会、その他において、その活動報告、活動計画を発表できる。

表彰規定

第1条　この規定は、練馬山の会の表彰基準および内容について定めることを目的とする。

第2条　長年会に在籍し、会の活動と発展に貢献した会員を表彰し、その功績を称える。

第3条　この規定は、練馬山の会に所属するすべての会員に適用する。

第4条　表彰の対象者は、その年度末(5月31日)までに会に満20年の在籍期間を有するものとする。

第5条　表彰は原則として、対象年度の翌年に開催される定期総会にあわせて行うものとする。

第6条　被表彰者には表彰状を授与し、副賞を贈呈する。

1.副賞の内容及び金額は、年度毎に運営委員会で協議のうえ決定する。

2.副賞の上限は年会費を目安とする。

第7条　表彰に関する費用は会の会計より支出する。

1.費用は、(原則）対象年度の翌年度予算に計上し、執行するものとする。

2.副賞費用を対象年度にて支出する場合は、会計書類にその旨を明記し、総会に報告する。

以上